特別養護老人ホーム 芙蓉荘 ショートステイ利用料金表(1割負担)

令和元年10月

ショート・多床室 (単位:円)

	- '									
要介護度	段階	施設サービス 費	機能訓練体制 加算	夜勤職員配置 加算I	サービス提供 体制加算Iイ	1日あたり単位 数計	1割負担/日	滞在費/日	食費/日	1日あたり
要介護1	第1段階	586	12	13	18	698	710	0	300	1,010
	第2段階							370	390	1,470
	第3段階								650	1,730
	第4段階							855	1,392	2,957
要介護2	第1段階	- 654	12	13	18	774	788	0	300	1,088
	第2段階							370	390	1,548
	第3段階								650	1,808
	第4段階							855	1,392	3,035
要介護3	第1段階	724	12	13	18	852	867	0	300	1,167
	第2段階							370	390	1,627
	第3段階								650	1,887
	第4段階							855	1,392	3,114
要介護4	第1段階	792	12	13	18	927	943	0	300	1,243
	第2段階							370	390	1,703
	第3段階								650	1,963
	第4段階							855	1,392	3,190
要介護5	第1段階	859	12	13	18	1,001	1,018	0	300	1,318
	第2段階							370	390	1,778
	第3段階								650	2,038
	第4段階							855	1,392	3,265

- ●上記利用料に、介護職員処遇改善加算(総単位数の8.3%)、特定処遇改善加算(I)(総単位数の2.7%)及び地域加算(7級地10.17円)は計上しております。
- ●送迎加算:送迎をご利用の場合、片道につき184単位、別途加算となります。

備考

第1段階 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者 第2段階 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方 第3段階 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額の合計が80万円以上266万円以下の方 第4段階 上記以外の方

特別養護老人ホーム 芙蓉荘 ショートステイ利用料金表(1割負担)

令和元年10月

ショート・個室 (単位:円)

要介護度	段階	施設サービス費	機能訓練体制 加算	夜勤職員配置 加算	サービス提供 体制加算Iイ	1日あたり単位 数計	1割負担/日	滞在費/日	食費/日	1日あたり
要介護1	第1段階	586	12	13	18	698	710	0	300	1,010
	第2段階							420	390	1,520
	第3段階							820	650	2,180
	第4段階							1,171	1,392	3,273
要介護2	第1段階	654	12	13	18	774	788	0	300	1,088
	第2段階							420	390	1,598
	第3段階							820	650	2,258
	第4段階							1,171	1,392	3,351
要介護3	第1段階	724	12	13	18	852	867	0	300	1,167
	第2段階							420	390	1,677
	第3段階							820	650	2,337
	第4段階							1,171	1,392	3,430
要介護4	第1段階	792	12	13	18	927	943	0	300	1,243
	第2段階							420	390	1,753
	第3段階							820	650	2,413
	第4段階							1,171	1,392	3,506
要介護5	第1段階	859	12	13	18	1,001	1,018	0	300	1,318
	第2段階							420	390	1,828
	第3段階							820	650	2,488
	第4段階							1,171	1,392	3,581

- ●上記利用料に、介護職員処遇改善加算(総単位数の8.3%)、特定処遇改善加算(I)(総単位数の2.7%)及び地域加算(7級地10.17円)は計上しております。
- ●送迎加算:送迎をご利用の場合、片道につき184単位、別途加算となります。

備考

第1段階 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者 第2段階 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方 第3段階 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額の合計が80万円以上266万円以下の方 第4段階 上記以外の方